



足利・九条の会



あけましておめでとうございます。
今年もよろしくお願い致します。

2023. 1.13 38号
代表：采澤 tel:21-5797
担当：岩田 tel:43-0144

軍事力の増大でなく近隣諸国との友好関係を！

采澤良浩

安倍政権時代の集団的自衛権の閣議決定で武器製造、武器（兵器）の輸出、海外企業との共同開発を基本的に禁じていた「武器輸出三原則」を「防衛装備移転三原則」という耳障りのよいものに名前だけを変えて骨抜きにされてしまった。

すべて国会を軽視した閣議決定で通されてしまっている。

さらにここに来て「敵基地攻撃能力（反撃能力）」のような憲法九条に反したことまで閣議決定で済まそうとしている。まさしく国会軽視だ！

日本のように貿易なしには存在できない国は近隣国と友好関係を深めなければ食料も燃料も維持できないのではないか。

敵基地攻撃能力を持ってしまったら、民間レベルでは敵対視してなくても原発施設が攻撃されれば福島原発事故と同等の被害がでてもおかしくない。

軍事力の増大を考えるよりも、いかにして近隣諸国と友好関係を保てるかに力を注いでほしい。軍事力、武力の行使は命を奪い町を破壊し、自然を壊してしまう。最悪の環境破壊に他ならないのだから。

「憲法を学び平和を考えよう」

齋藤ゆみ

令和4年は私たちの想像を超える出来事が多発しました。新型コロナのパンデミック、ロシアのプーチン大統領によるウクライナ侵略戦争、地球温暖化で激化する自然災害、そしてこれらは単にある地域だけの問題ではなく、誰もが無関心ではいられない事態です。国連事務次長・中満泉さんは、“今こそすべての人が自分のいる場所で、それぞれの状況に応じて、これらの問題を考え実際に行動を起こすことが重要だ”と言っています。では私たち「足利・九条の会」はどう行動すべきでしょうか。ある若者が言いました。“日本の九条はこのウクライナ戦争に対して何の役にも立たない”と。そうでしょうか！私たちは重要な課題を提起されたと思います。

憲法九条は“戦争を外交問題の解決手段としない”ことを宣言しています。“戦争”以外の、“あらゆる手段”を検討すべきと謳っています。私たち日本人の日常生活もこの理念が基盤となっていると考えます。ところが、いま、日本の政治はどうでしょうか。近隣国の軍事拡大を理由に憲法改正や軍事費の倍増、軍事産業の推進など、戦争の準備すらにおわせる方向に進んでいます。軍備を拡大することに明るい未来が想像できるでしょうか。九条は政権の特権ではないからこそ、九条の会は今、このことを多くの人々に伝え、ともに21世紀の誇るべき生き様を模索していきたいと考えます。

そのため足利市民企画セミナー「憲法を学び平和を考えよう」を企画しました。1月28、29日の開催です。是非、大きな活動として成功させていきましょう。



お知らせ 足利市市民企画セミナー「憲法を学び平和を考えよう」 無料



日時：1月28日、29日 両日とも14:00～16:00

講師：28日 服部有弁護士「国民主権と基本的人権」29日 想田和弘映画監督「平和主義の意味」

会場：あしかがフラワーパーク(足利市民プラザ) 西館3階301号室 要予約 tel 72-8511

主催：公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団および足利市

主管：地域に開かれた里山ウェルネス 協賛：「足利・九条の会」新日本婦人の会足利支部

いつか来た道に戻ってはならない！

川島マス

昨今のニュースも新聞も「専守防衛」投げすて！日米共同で「敵基地攻撃」！あらゆる分野で軍事優先！などなど報じてます。

太平洋戦争の被害者である私はロシア侵攻、ウクライナの人々の悲惨な姿を見るたびに終戦や戦争反対を祈り続ける日々となり、私が経験した1日2回の空襲警報による防空壕生活や憲兵の姿が頭を過ぎります。

空襲被害者は立ち上がり、名古屋空襲裁判、東京空襲裁判、大阪空襲裁判、沖縄空襲裁判で戦争の後始末と人の命の大切さと平和を願って裁判で訴えましたが、いずれも「上告棄却」判定でした。「最高裁判所は日本国憲法第81条に憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所」である…。と謳われていながら全ての裁判が上告棄却とは、何を証拠に何を裁いた裁判判定だったのでしょうか？国際的視野もなく、新憲法をも無視した政府的判決であり司法の役割、人権擁護の憲法の番人としての責任を放棄しました。

今日、私達は全国空襲連を結成し活動していますが、被害者の年齢は80代、90代、病者も死者も増えています。太平洋戦争の後始末も出来ない国が「軍事対軍事」を選択するとは残酷非道な政治であり、国民に軍事費用を押し付け！とは許せるものではありません。もちろん私は「憲法九条厳守せよ」と叫びます。



「9条の思い出」

梅沢良子

日本国憲法は、国民こそが国の政治の主人公と国民の基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として認めています。そしてその前文において日本国民が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないように」決意し恒久の平和を念願しました。この平和主義の精神を受けて憲法九条は第二章で戦争の放棄、武力による威嚇又は武力の行使は永久に放棄するとうたっています。

私が中学の時、放課後1人ずつ先生の前で日本国憲法の前文を空で読みあげ、つまづくともた出直し、当時は団塊の世代で生徒が1クラス60人前後。先生も大変なところ根気よく1人でも置き去りにしないという思いの「9条」新しい憲法の特別授業だったと思います。

このほどウクライナのゼレンスキー大統領が訪米してバイデン大統領と会談を持ちました。その内容はこれまでのアメリカの軍事支援に対する謝意と更なる追加要請に防空能力を高めるための地対空ミサイルの供与をとりつけました。我が国ではアメリカに請われるまま米製軍備品の購入拡大が進み防衛予算の捻出に躍起になっている政府に期待が持てないばかりか終わりが見えない戦争に心が痛みます。